全国労働衛生週間

とりかえしのつかない
職業病を防ごう

本週間 10月1日～7日、準備期間 9月1日～30日

現場では避けてとおれない“有害業務” から起こる「職業病」
対策を講じなければ、知らず知らずのうちに自分の体が病に蝕まれることになります。
労働衛生週間の目的は、これらの職業病から自分の身を守るため予防方法についてあらためて確認し、実行するための活動です。

特に！

アーク溶接作業、斫り作業など「粉じん作業」は、“屋内・屋外に関係なく”作業には
「防じんマスク」 の使用が義務付けですが、H26年7月には屋外でのｺﾝｸﾘｰﾄ等の研磨・ケレン作業も着用が義務付けになりました。
「職業病」のなかでも治療が困難で深刻といえる「じん肺」から身を守るために短時間の作業であっても防じんマスク(国家検定品を選ぶこと)は必ず使用しましょう。

こちらも注意！

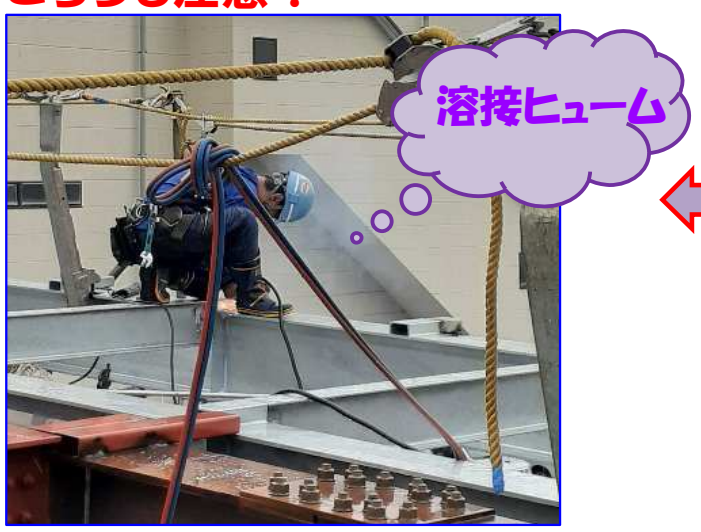

2021年4月より「アーク溶接」の溶接ヒュームが”特定化学物質”に追加されることになり、安全対策のさらなる強化が必要となります。

『特定化学物質作業主任者』の選任が必要に

今後必要な対応としては、「特定化学物質作業主任者の選任」の他
「特殊健康診断の受診」「溶接ヒューム濃度の測定と換気(屋内)」
等がありますが、今まで以上に溶接ﾋｭｰﾑを吸わないための保護具着用を徹底して、**溶接ヒュームは毒物!** として扱う事です。

また、安衛法が改正され27年の6月より「受動喫煙防止」が法律上の努力義務になっています、現場の**事務所・休憩所も対象**となりますので、分煙対策の取り組み進めていきましょう→ “タバコは別室で”もしくは“タバコは外で(公共施設内は外も×)”

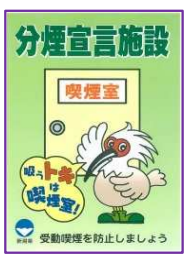

Q&A　皆さんからいただいた、現場における安全管理の疑問についてお答えするコーナーです

Q　アーク溶接機のアースクランプ(及びアースクリップ)を、足場からとるのはなぜダメなのか?
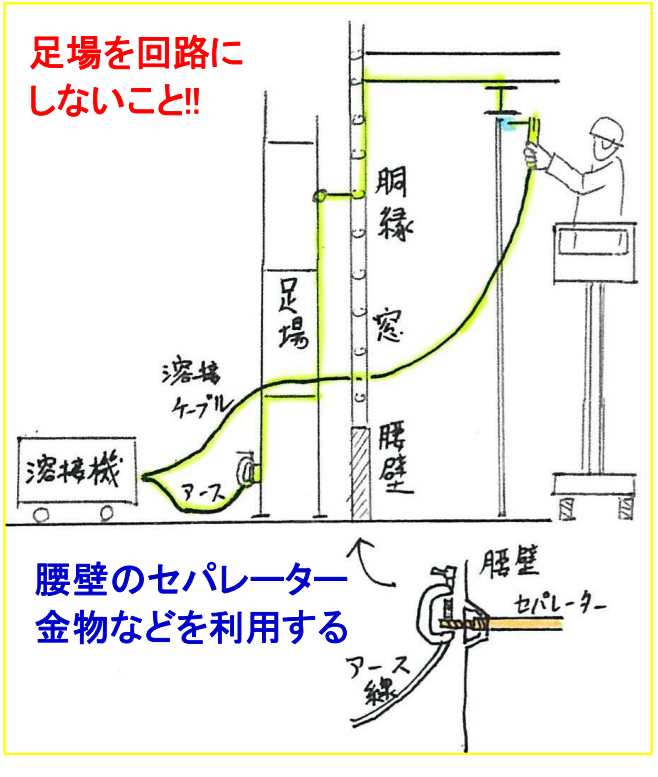
A　足場からアースを取った場合
溶接の電流が、右図のように
溶接機⇒足場⇒足場の壁つなぎ⇒躯体⇒溶接物　と、流れます
回路が長くなりすぎて溶接不良の原因になることと、足場に電流が流れることで”感電”の危険が生じクランプの箇所でアークが発生し足場材が溶ける場合もあります
この場合、【溶接機⇒躯体⇒溶接物】の足場を経由しない回路をつくれるよう、あらかじめ躯体からアースを取るためのクランプの接続箇所を残しておくか、用意しておく必要があります。